



Title	原発の政治学（二）：福島第一原発事故発生以前における東京電力の政治権力・経済権力
Author(s)	上川，龍之進
Citation	阪大法学. 2016, 66(1), p. 57-99
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/79152
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

原発の政治学（二）

——福島第一原発事故発生以前における

東京電力の政治権力・経済権力——

上
川
龍
之
進

はじめに

第一章 経済界における東電の権力

第二章 行政機関に対する東電の権力（以上、六五巻二号）

第三章 自民党との関係

第四章 学界に対する東電の権力

第五章 労働組合を通じた東電の権力

第六章 原発反対勢力に対する東電の権力（以上、本号）

第七章 司法をめぐる影響力関係

第八章 マスメディア・世論対策

おわりに

第三章 自民党との関係

第一節 政治家への資金提供

経産省と対抗するため、電力会社は自民党に接近する。

かつて電力業界は、自民党に対して金融（銀行）、鉄鋼に次ぐ献金を行っており、「献金御三家」と称されていた。だが、一九七四年に石油価格高騰を理由に電気料金を引き上げた際、市川房枝参議院議員らが、政治献金の分まで支払たくないとして「一円不払い運動」を始める。電力会社は不払い者に対して、満額の電気料金でなければ受け取らないとし、滞納すれば送電を停止すると通知した。けれども、不払い運動は多くの団体に広がり、総評も、政治献金を含んだ電気料金の値上げ認可は無効として、行政訴訟を起こそうとする。そこで木川田会長が、地域独占が認められた公益企業にそぐわないとして政治献金の廃止を決定し、他の電力会社も追随した。⁽¹⁾

だが、自民党への資金提供は継続していた。第一に、役員個人の政治献金である。電力会社の公式見解は、個人の意思であり、会社は関与していないというものだが、実際には総務部が役員に要請し、組織的に行われていた。そもそも政治献金の停止を決めた木川田自身、代わりに役員個人の政治献金を積極的に行うという考えであり、その時以来の伝統であった。

自民党の政治資金団体「国民政治協会」への東電役員の献金総額は、一九九五～二〇〇九年の一五年間で少なくとも延べ四四八人、計五九五七万円に上る。東電役員の年間の献金額は、会長・社長が三〇万円、副社長が二四万円、常務が一二万円などと決められていた。⁽²⁾ また、二〇〇七～二〇〇九年の三年間における九電力会社（原発を保有しない沖縄電力を除く、北海道、東北、東京、北陸、中部、関西、中国、四国、九州各電力）の役員の献金総額

は、延べ九一二二人、計一億一五六七万円に達する⁽³⁾。

第二に、電力業界が自民党の機関誌などに三年間で二五億円の広告費を支払っていたことが、一九九三年に明らかになった。これには「新手的政治献金」といった批判が起き、広告費の支払いは取り止められた⁽⁴⁾。

第三に、組織的なパーティー券の購入である。東電は毎年、自民党を中心に五〇人以上の政治家のパーティー券を計五〇〇万円以上購入してきた。一〇〇社以上の関連会社も購入し、グループ全体で約一億円に達していた。しかし、このことは隠蔽されてきた。各社は、一回あたりの購入額を政治資金規正法上の報告義務がない二〇万円以下に抑えていたからである。パーティー券の年間予算枠を確保していたのは、表に出せない資金を扱う総務部であり、総務課長が中心となって、議員ごとに原子力政策における重要度や業務への協力度などを査定して、購入額を決めていた。東電の原発や関連施設が立地もしくは建設中の青森・福島・新潟選出の議員や、経産省の政務三役だと購入額は高くなるという。

近年の査定が最も高かった政治家の一人が、自民党の電力族議員の代表格である甘利明である。甘利が経産大臣に就任した二〇〇六年以降、電力九社は一回あたり約一〇〇万円分のパーティー券を、事業規模に応じて分担額を決めたうえで、毎年二、三回以上、購入していた。平均的な年間購入総額は数百万円に上る⁽⁵⁾。

第四に、日常的な接待や裏金もあった。電事連主催の朝食会で、電力九社の政治担当役員が自民党議員と顔合わせをしたうえで、担当議員を分担し、選挙時の資金協力や飲食接待を行っていたというのである⁽⁶⁾。

第二節 「普通の会社」への模索

このように東電は、経産官僚に対抗するため、また原発を推進するため、政治と一体化してきた。だが一方で、

政治と距離を置く必要も感じ始めていた。一九八五年のプラザ合意後、円高・原油安・低金利のトリプルメリットを受けて電力九社が合計一・五兆円を超える経常利益を計上すると、差益還元を求める電力バッシングが起きた。自民党からは、電気料金値下げだけではなく、電力の差益を湾岸道路や整備新幹線の建設費、電線の中地化に回すよう圧力がかけられたというのである。自民党の政治家は、電気料金と税金とを混同していたのである。⁷⁾

自民党長期政権の弊害を取り除く必要を感じていた平岩外四東電会長は、思い切った行動をとる。一九九三年八月に細川護熙を首班とする非自民連立政権が発足すると、経団連会長として一九九三年九月に経団連による政治献金の幹旋廃止を決定し、細川政権に接近する姿勢を見せたのである。自民党は激怒した。同年末、政治改革の早期実現を求める要望書を届けるため自民党本部を訪れた平岩らに対し、自民党の幹部は罵声で応えたという。⁸⁾

経営面でも東電は政治のくびきから抜け出そうとする。先述した通り、東電は政府の経済対策に合わせて、設備投資額を増やしたり、発注の前倒しを行ったりしていた。バブル崩壊後には政府の要請を受け、設備投資額はますます増大し、一九九三年度の設備投資額は一兆六八〇〇億円を超えるまでになる。一九九三年六月に社長に就任した荒木浩は、一〇兆円に膨らんだ有利子負債に危機感を募らせ、政府の公共投資のパートナーから抜け出すため、東電を「普通の会社にする」と宣言した。荒木は、日立と東芝の原子力部門に三〇%のコストダウンを要求し、さらに両社の原子力部門の統合を持ちかけた。また、設備や料金の許認可から解放されるため、全面自由化の意向も固め、在任中、二度の電気料金値下げを断行した。⁹⁾だが電力の全面自由化については、他の電力会社への配慮もあり、そこまでは踏み込めなかった。

第三節 自民党との関係修復

こうした脱政治路線は、貫徹されなかった。第二次電力自由化論議で、橋本龍太郎内閣の佐藤通産相が電力自由化を推進する姿勢を見せたことは先に述べた。これは、平岩が経団連による政治献金の斡旋を廃止したことに対する自民党の報復だったと見られる⁽¹⁰⁾。

ここで東電は、自民党と手打ちをする。副社長の加納時男を一九九八年の参議院選挙の比例区で自民党候補として出馬させたのである⁽¹¹⁾。

一九九七年一月一日に東京都内のホテルで、加納が出馬表明を行う会合が開かれた。そこで加藤紘一自民党幹事長は、次のように述べたという。「我々には（名簿登載の）点数をつける基準があり、一〇〇点のうち五〇点は（加納氏が集める）一〇〇万人の後援会名簿の精度で決める。名簿を提出されたら、サンプリング調査で加納さんと自民党を支援するかどうかを電話で聞き、『はい』と言わなければダメということになります。九電力会社の方がおいでだと思うが、加納さんと自民党、という名簿作りにご尽力いただければ、間違いなく上位にランクされます」。

自民党関係者は、次のように証言する。「後援会名簿の精度は、なんといっても電力がビカイチ。ゼネコンなんかはいい加減で、大学の卒業名簿を丸写しするなどザラだったが、電力は関連会社や取引先を総動員して作っているから確実に票が集まる。また、名簿登載基準には『黨員・党友を二万人集める』という条件もあった。これは、二万人分の党費（一人一万円）二億円を納めるということだ」。

この時期、自民党は政治献金の落ち込みに苦慮していた。経団連が企業献金の斡旋をやめたことにくわえ、不良債権問題で公的資金を投入したことから、銀行からの大口献金も辞退せざるを得なくなったからである⁽¹²⁾。自民党は、

電力自由化を進めようとする電力自由化派官僚を後押しすることで、電力会社を再び引き寄せ、「票とカネ」を献上させることに成功した。

第四節 電力族による電力自由化・自然エネルギー潰し

しかし加納は、たんに自民党への人質で終わるようなタマではなかった。加納は、自民党内で東電の利益代表として獅子奮迅の働きを見せるのである。⁽¹³⁾

一九九八年七月、飯田哲也（現・環境エネルギー政策研究所長）ら市民団体のメンバー五人が、初当選直後の福島瑞穂参議院議員の事務所に集まり、ドイツで制定された、自然エネルギーによる電力を電力会社に買い取るよう義務付ける法律を日本でも制定しようという話で盛り上がる。これをきっかけとして一九九九年一月に、梶山静六ら自民党の有力議員も含む二五〇人超の与野党議員によって「自然エネルギー促進議員連盟」が発足する。

これに対し通産省は翌一二月に、総合エネルギー調査会の下に新エネルギー部会を設置して、議連の理論的支柱だった飯田を委員に加え、取り込みを図る。部会では、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（RPS法）が突如、浮上する。電力会社に自然エネルギー電力の全量買い取りを義務付けるのではなく、通産省が自然エネルギーの利用目標を定め、電力会社ごとに一定量の利用を義務付けるものであった。部会では、飯田の反対論を無視してRPS法への流れが作られた。飯田は、制度の詳細を議論する小委員会の委員に加えられず、オブザーバーとして、たまに認められた発言も議事録には記されなかった。その一方で通産省は、「RPS法は買い手の電力会社に有利な法律。これをのまないと議員立法を止められない」と、消極的な電力業界を説得する。

しかし自然エネルギー促進議員連盟も、二〇〇〇年四月に、「国が定める自然エネルギー供給目標に基づいて電

力会社に供給計画の策定を義務づけ、電力会社は自然エネルギーの電力の買い取り約款を定め、国に届け出る」という内容の法案をまとめる。これに対し東京電力幹部は、「風力発電の電気なんて、変動が激しい汚い電気だ。そんなもの1ワットだっていらぬ」と公言し、ある通産省幹部は、「政治家に立法はさせない」とまで言い切る。二〇〇〇年八月に、衆議院選挙で落選した愛知和男に代わって議連会長に就任した橋本龍太郎は、「法案は議員立法ではなく政府提案で」と方針を転換し、議連の会合開催を求める公明党の加藤修一議連事務局長との面会も、多忙を理由に拒否し続ける。こうして議連の動きは封じられる。

他方、自民党内では、二〇〇〇年四月に石油等資源・エネルギー対策調査会がエネルギー総合政策小委員会を発足させ、「エネルギー政策基本法」の制定に向けた準備を始める。委員長は甘利明、事務局長は加納時男である。

この法案はエネルギー需給に関する施策の基本方針として、「安定供給の確保」、「環境への適合」と、この二つに十分配慮したうえでの「市場原理の活用」を定めた。このためエネルギー政策基本法には、発電電分離と使用済み核燃料再処理中止を阻止する目的があると見られた。⁽¹⁴⁾ さらに公明党への配慮から、原発推進とは明記されなかったものの、安定供給と地球温暖化防止の重視を掲げることで、原発推進が不可欠というメッセージが込められていた。

二〇〇一年春に、与党自然エネルギー・プロジェクトチーム（PT）の初会合が開かれる。ここで加納が、いきなりRPS法案の解説を始めた。そこで加藤修一が話を遮り、全量買い取りが必要だと主張すると、PT座長の甘利が、「そんな物分かりの悪い人はこの場にいてもらわなくて結構だ」と声を荒げた。この後、PTでは自民党議員が議論を主導し、さらに二〇〇一年八月の自然エネルギー促進議連の総会では、与党PTからRPS法案をベースにすべきという提案がなされていることが紹介される。結局、RPS法案は閣法として提出されて二〇〇二年五月に成立する。⁽¹⁵⁾ エネルギー政策基本法も二〇〇二年六月に成立する。

RPS法に基づく電力買い取り制度が始まった二〇〇三年四月から、二〇一一年八月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が成立するまでの八年間は、「自然エネルギー暗黒時代」と呼ばれる。経産省が設定した利用目標があまりに小さく、自然エネルギー発電は停滞を余儀なくされたからである。¹⁶⁾

このようにして東電は、再び自民党との一体化を強め、発送電分離阻止、自然エネルギー潰し、核燃料サイクル維持を実現させたのである。

さらに電力族議員らは、エネルギー政策基本法により策定することが決められた「エネルギー基本計画」の内容についても圧力をかけたという。二〇〇三年一〇月に策定された計画には、「原子力を基幹電源と位置づけ」、「発電から送配電まで一貫」という文言が盛り込まれる。¹⁷⁾二〇〇六年に経産省総合資源エネルギー調査会電気事業分科会原子力部会は、「原子力立国計画」と題する報告書を公表し、原子力開発を従来にも増して政府主導で強力に推進する方針を示す。この骨子を盛り込む形で「エネルギー基本計画」が改定され、二〇〇七年三月に閣議決定される。¹⁸⁾

第五節 平成の徳政令

二〇〇六年九月に発足した第一次安倍晋三内閣で、甘利は経産相に就任する。その任期中に、電力各社で検査データの改竄が発覚する。はじまりは中国電力で、住民団体からの告発を受けて二〇〇六年一〇月に、測量データの改竄があったことを公表した。この後、電力各社が次々と過去のデータ改竄を公表する。

原発に関しては、東電が一一月三〇日に、柏崎刈羽原発一・四号機での温度データ改竄を公表する。それを受け原子力安全・保安院が、年度内の総点検を電力各社に要請したところ、東電福島第一、東北電力女川、関電大飯

で同様の改竄があったことが報告された。

二〇〇七年三月になると、安全上、きわめて重大なケースが発覚する。三月一日に北陸電力が、一九九九年六月一八日に志賀原発一号機で臨界事故が起きていたことを発表したのである。この時、北陸電力は、志賀原発二号機の着工を九月二日に控えていたため、この事故を隠蔽していたと見られた。さらに三月二二日には東電が、一九七八年一月二日に福島第一原発三号機で臨界事故が起きていたことを発表する。

三月三〇日には、原発を保有する電力会社一〇社のうち七社（日本原子力発電を含む）で、データ改竄や事故・故障・トラブル隠蔽が行われていたことが、電力会社が保安院に提出した中間報告書により明らかにされる。経産省は四月二〇日に、原子力一一事案、火力二一事案、水力一八事案の計五〇事案を「悪質な法令違反」と認定し、原発を保有する電力会社に対して、重大事故が起きた場合に直ちにトップに情報を伝える体制を構築するとした保安規定変更命令を下した。

ところが二〇〇二年とは対照的に、甘利は、「すでに安全は確認されており、社会的ペナルティーも受けている」として、重い行政処分は行わず、電力会社の幹部が引責辞任することもなかった。これは経産省内で皮肉を込めて「平成の徳政令」と呼ばれた。¹⁹⁾

第四章 学界に対する東電の権力

第一節 学界への資金提供と人材交流

学界は原子力産業の基盤をなす。原子力工学の研究者は大学で、原子炉メーカーや電力会社などで働く技術者を育成する。また研究者自身、原子力政策を決める原子力委員会や、安全基準の策定や審査を行う原子力安全委員会

などの構成員となっている。

もともと原子力工学を専攻しようとする者は、原子力に夢と希望を持つから、その道に入るのであり、原子力工学の専門家の大半が原発推進派になるのは当然であろう。なかでも東大工学部原子力工学科は、原子力の高級技術官僚を養成するため、国策として一九六〇年代に設置されたもので、卒業生は官公庁や研究機関、重電メーカーや電力会社に就職し、原発を推進してきた。東電でも福島第一原発事故対応の指揮を執る武藤栄副社長（一二期生）など、主要な地位を占めてきた。政策決定の側でも、二〇一一年三月一日時点の原子力委員会委員五人のうち、近藤駿介委員長（二期生）を含む三人が卒業生であった。

そのうえ原子力産業と関連の深い研究者には、寄付金、受託研究費、共同研究費という形で、原子力関連企業や業界団体、行政機関や傘下の独立行政法人などから巨額の資金が提供されている。こうした研究者が原子力安全委員会や経産省・文科省の原子力関連審議会の委員などを務めてきたのである。⁽²⁰⁾

さらに原子力産業は、大学に「寄付講座」を開設している。東大には東電単独の寄付三億九五〇〇万円による三つの寄付講座、東電を含む複数企業（ゼネコンなど）の寄付三億六〇〇万円による三つの寄付講座があり、「核燃料サイクル社会工学」などの講座が開かれている（金額は二〇〇七年一〇月から二〇一三年九月までの合計。ほかに関電と日立、三菱電機、住友電工などの寄付二億円による寄付講座もある）。東電の寄付講座や研究助成は、東大だけでなく、東工大、慶應義塾大、新潟大、筑波大、横浜国立大などにも及んでおり、他の電力会社も、旧帝大や原子力工学の関連学科を持つ大学に寄付講座を開設している。また寄付講座では、原子力産業の人材が大学に送り込まれ、東電の法人営業部長や東芝の元原子力開発営業部長、三菱重工の元技術者、経産省の原子力部会のトップなどが東大特任教授になっている。⁽²¹⁾

第二節 反対派の抑圧

学界で原発批判を行うことは困難であった。東大原子力工学科の一期生でありながら、放射線防護学を専門とし、原子力政策の問題点を訴え、市民運動に大きな影響を与えてきた安斎育郎立命館大学名誉教授は、原子力工学科を追われ、東大医学部に助手として採用された後も、執拗な嫌がらせを受けた。「研究室では『安斎と口を利くな』と通達が出され、他大学の共同研究者が打ち合わせに来ると、同僚の助手が『勝手に入るな』と追い払う。隣の席には東京電力の社員が張り付いていて、私がどんな活動をしているか、逐一会社へ報告していた」。講演に行けば尾行が付き、内容は録音して東電に報告される。仕舞いには東電の社員から、「カネは出すから3年間米国に留学してくれ」と提案された。一九七五年の原子力工学科設立一五周年記念パーティーで挨拶に登壇した教授は、「安斎育郎を輩出したことだけは汚点」と述べた。⁽²²⁾

また原研でも、研究者に対して言論統制が行われた。一九六五年以降、原発を建設予定の地方自治体から原研の研究者に、軽水炉の現状について講演依頼がなされるようになる。そこで講演を行うと、講演者の発言内容がチェックされ、場合によっては自民党や電力会社から抗議が入ることがあったという。さらに一九七〇年代前後になると、軽水炉は安全で経済的だと言わない限り、論文発表、学会での口頭発表、国際会議での発表、新聞・テレビでのコメントなどが一切許されなくなってしまった。⁽²³⁾

第三節 学生の原子力離れへの対応

ところが、一九八六年のチェルノブイリ原発事故や一九九九年の東海村JCO臨界事故により、学生の原子力離れが進む。一九九三年には東大の原子力工学科もシステム量子工学科に改称されるなどし、二〇〇四年度には原子

力の名を冠する学科がなくなってしまふ。こうした事態を受け、二〇〇七年度から文科省と経産省は共同で、大学向け補助金制度「原子力人材育成プログラム」を設立し、二〇一〇年一月からは、産官学連携で「国際原子力人材育成イニシアティブ」を開始する。

また二〇〇〇年代半ば以降、世界的に原発建設の機運が盛り上がりつつあったことを受け、二〇〇八年には東京都市大に、二〇一〇年には東海大に、それぞれ学科が新設されるなど、復調の兆しが見え始めてはいた。⁽²⁴⁾ その矢先に福島第一原発事故が起きたのである。

第五章 労働組合を通じた東電の権力

電力会社の経営陣は自民党に「票とカネ」を提供し、原発推進を働きかけてきた。一方、民主党には、労働組合が同様の働きかけを行ってきた。それゆえ、政権が交代しようとも、政府の原発推進路線は変わらなかった。

第一節 電力総連の持つ組織票

全国電力労働組合連合会（電力総連）は、日本労働組合連合会（連合）の中で、構成員が二一番目に多い構成組織である（二〇一四年五月二七日現在で二二万九一五三人）。同じく原発推進の全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会（電機連合）は四番目（五七万二五一六人）、日本基幹産業労働組合連合会（基幹労連、二〇〇三年に日本鉄鋼産業労働組合連合会（鉄鋼労連）・全国造船重機械労働組合連合会（造船重機労連）・全日本非鉄素材エネルギー労働組合連合会（非鉄連合）により結成）は七番目（二五万二二一人）と、いずれも大きな組織である。⁽²⁵⁾ だが電力総連の政治力は、構成人数から予想される以上に強力である。まず、第四代の連合会長（二〇〇一―二

〇〇五年）を務め、菅直人内閣で内閣特別顧問も務めた笹森清は、東京電力労組、電力総連出身であり、電力総連が連合内で大きな地位を占めていることがわかる。

また参議院比例代表選挙で電力総連出身候補は、民主党内で上位当選している。二〇〇一年参院選では、藤原正司（関電労組出身）が二五万九五六票を集めて二位で当選している（二位はタレントの大橋巨泉）。二〇〇四年参院選では、小林正夫（東電労組出身）が三〇万一三二二票を集めて一位で当選している。二〇〇七年参院選では、藤原正司が一九万四〇七四票を集めて九位で当選している。二〇一〇年参院選では、小林正夫が二〇万七二二七票を集めて四位で当選している（一位はジャーナリストの有田芳生、二位はオリンピック柔道金メダリストの谷亮子、三位は構成員七六万五八七人と、連合内で三番目に大きい全日本自動車産業労働組合総連合会〈自動車総連〉出身の直嶋正行）。二〇一三年参院選では、浜野喜史（関電労組出身）が二三万五九一七票を集めて二位で当選している（一位は自動車総連出身の磯崎哲史）。

このように電力総連出身の候補者は、毎回、構成人数とほぼ同じ程度の票数を集めて当選しており、他の労組に比べて選挙での動員力が強いことがわかる。

この組織力とは他の民主党議員にも行使される。二〇一〇年参院選で電力総連は、四八人の候補者を推薦し、二五人が当選している。当選者には興石東、北沢俊美、蓮舫ら有力議員もいる。⁽²⁶⁾電力総連は選挙になると、ポスター貼りから電話作戦まで選挙慣れた組合員を長期間送り込んでくれるため、民主党から高く評価されていた。⁽²⁷⁾

民主党議員の元秘書は、電力総連の組織力について「推薦はそら、のどから手が出るほどほしいわ。なんせ票が固い。推薦が決まると、労組の担当者が名簿を持って来て『おたくの地区には約九〇人の社員がいます』と教えてくれる」と証言する。だが、支援は条件付きであった。元秘書が関電の労組に行くと、A4判一枚の政策協定書と

原子力に関する冊子を渡され「よく読んで」と言われた。原発容認の協定書にサインしないと推薦はもらえなかったという。²⁸⁾

福島第一原発事故後も、電力総連は民主党議員が「脱原発」に向かわないよう締め付けた。電力総連は、事故後に電力業界と距離を置く民主党議員が増えたことに危機感を強め、二〇一一年五月から六月にかけて、同党議員に陳情活動を展開した。電力総連関係者は、「会社がなくなれば労組もなくなる。会社の代わりに原発推進を訴えた」、「総連側の立場を理解してくれた議員は約八〇人」と明かしたという。民主党の有力議員の秘書も、「脱原発に方向転換されては、従業員の生活が困ると陳情を受けた」、「票を集めてくれる存在だから、選挙を意識して対応せざるを得ない」と証言しているという。

また、ある電力系労組は、支援議員の発言をチェックし、国会などで原発に否定的な発言をした場合には、議員や秘書を地元呼び出し、「あれはどういう意味ですか？」などと、発言の真意を問いただしたという。この労組の幹部は、「うちが選挙の票と人手を持っていることを強調すると、大抵の議員は言動が慎重になる」と明かしている。

東京電力労働組合の幹部も、朝日新聞の取材に対し、「事故も収束していないし、原子力じゃないとだめなんて言えない状況だ」としつつも、次の選挙について、「たとえ民主党でも、脱原発という議員は応援しない」と断言したという。²⁹⁾

実際に二〇一二年五月二九日には、中部電力労働組合の大会に来賓として出席し、挨拶を行った東京電力労働組合の新井行夫中央執行委員長が、「裏切った民主党議員には、報いをこうむってもらう」と発言し、世間を驚愕させた。この発言には、出席していた中部電力労組の組合員約三六〇人からも、どよめきが上がったという。新井は、

福島第一原発事故について、「（東電に）不法行為はない。国の認可をきちっと受け、現場の組合員はこれを守っていれば安全と思ってやってきた」と述べ、さらに朝日新聞の取材に対しても、「（民主党候補者に）推薦を出すかどうかを厳密に判断していく。原発だけでなく、雇用や産業の政策も総合的に判断する」と明言した。⁽³⁰⁾

電力総連出身議員も負けてはいない。二〇一一年九月一九日、電力総連の会合で藤原正司参議院議員は、脱原発に積極的だった古川元久の名を挙げ、「選挙区は愛知2区。脅すんじゃないけど、私はみんなの選挙区を知っています」と述べた。逆に協力的だったという議員名も挙げ、「むしろ道楽で選挙しとるんちゃうで。自分らの政策を生かすためにやっている」と続けた。また同会合では、二〇一〇年参院選で電力総連の推薦を受けた尾立源幸参議院議員が、大飯原発の再稼働反対を訴える首相官邸前のデモに参加したことを謝罪し、「政治の世界に入ったきっかけが鳩山由紀夫元首相。ついて行かざるを得なかった」、「再稼働のために私もすっかり頑張る」と釈明した。⁽³¹⁾

第二節 電力総連の資金力

電力総連は、票だけでなく政治資金の面でも民主党に強い影響力を持つ。電力総連の政治団体「電力総連政治活動委員会」の二〇〇九年度収入総額は約二億五〇〇〇万円に上り、そのうち約七〇〇〇万円は政治活動資金として、三〇〇〇万円は二〇一〇年に改選を迎える小林正夫参議院議員の選挙活動資金に使われ、残りは各電力労組の政治活動団体に渡っている。また二〇一〇年の政治資金収支報告書によると、全国の電力一〇社と関連三社の労働組合の政治団体が、組合員約一二万七〇〇〇人から、会費などの形で約七億五〇〇〇万円の政治活動費を集め、このうち約六四〇〇万円が電力総連政治活動委員会に渡っている。これは「上納金」と呼ばれ、東京で開かれる民主党国会议員のパーティー券購入や選挙時の陣中見舞い、選挙活動費などに充てられるという。具体的に見てみると、二

〇〇七年から二〇〇九年の三年間で、電力総連政治活動委員会から民主党や所属国会議員に渡った政治献金は、総額で一億七六五万円（うち小林議員に四〇〇〇万円、藤原議員に三三〇〇万円）に上り、民主党の国会議員のパーティー券計五三〇万円分も購入している。

「上納金」を除く残りの資金も、各労組の政治活動団体が、民主党議員のパーティー券を購入したり、一五〇人いるという組織内地方議員に活動資金を提供したりするのに使っている。多額の政治活動資金は、クラブや料亭での飲食費、組織内地方議員の旅費にも使われているという。³²⁾

第三節 地方議会での組織内議員

二〇一二年一月に明らかになったのだが、九電力会社の組織内地方議員のうち九九人は現役社員（東京電力は最多の二三人）で、うち九一人は会社から給与を受け、そのうち五二人は、議会活動で会社を休んでも有給となる特例を受けていた（東電は、電気料金値上げ前の二〇一二年八月に、この特例を廃止）。また、九〇人の社員議員の資金管理団体や後援会は、労組の政治団体から二〇一〇年までの三年間で総額六億円の政治献金を受け取っていた。社員議員の多くは、地元議会でも「脱原発」の意見書に反対したり、地域で原子力の勉強会を開いたりして、原発を推進する活動をしている。

ある電力会社の元役員は、「原発を進めてきた自民党の反対側に、原発に理解のある議員がいることが大事。内部から働きかけることで、反原発に流れがちな勢力を押しとどめることができる」と説明している。³³⁾このように電力会社の労使は、それぞれ自民党と民主党に原発推進を働きかけてきた。「大企業労使連合」ここに極まれり、である。³⁴⁾

第六章 原発反対勢力に対する東電の権力

第一節 原発反対運動の日本的特徴…労働組合と原発運動の歴史

ここではまず、反原発運動の歴史を、本田「二〇〇五」、本田「二〇一四」に依拠して、簡単に振り返っておく。かつて反原発運動を主導したのは、原水爆禁止運動と、それを支援した左翼政党・労働組合であった。しかし、労働運動の分裂という日本的特徴が、反原発運動の弱体化につながっている。

① 原水爆禁止運動の分裂

一九五四年の第五福竜丸事件をきっかけとして、全国で原水爆禁止の署名運動が台頭し、一九五五年に原水爆禁止日本協議会（原水協）が結成される。当初は婦人団体や青年団、宗教団体、町内会など多様な組織が運動の担い手となり、地方自治体も支援を行っていた。だが、次第に全日本学生自治会総連合（全学連）や日本労働組合総評議会（総評）などの影響が強まっていき、一九五九年三月には社会党や共産党が加盟する「安保条約改定阻止国民会議」に参加して反米運動に傾斜する。この「左旋回」のため、保守的な組織は離脱していく。さらに同年、自民党が原水爆禁止運動を「偽装平和運動」として非難し、「アカの大会に地方自治体は補助金を出すべきでない」との方針を打ち出したことから、各地方自治体は相次いで地方原水協への援助を打ち切る。

一九六一年には、安保条約容認の立場をとる民主社会党と、その支持母体であった全日本労働組合会議（全労会議）が、核兵器禁止平和建設国民会議（核禁会議）を結成する。さらに原水協内部でも、ソ連の核兵器保有や核実験実施に同情的な立場をとる共産党と、いかなる国の核にも反対の立場をとる社会党・総評との対立が強まり、一

九六五年に社会党・総評などは原水協を脱退して原水爆禁止日本国民会議（原水禁）を結成する。このように反核運動は野党三ブロックに沿って系列化され、この中で原水禁のみが明確に原子力反対の立場をとるようになる。

② 原発立地地域での反対運動

一九七〇年代前半まで、原発立地地域では漁業協同組合（漁協）が漁業権を盾に、激しい抗議行動をとっていた。しかし漁協は、地域の保守的な有力者の人脈に組み込まれており、自民党支持層でもあるため、革新団体や市民運動との持続的な共闘関係は形成されず、有力者を通じた電力会社の切り崩し工作にあうと、補償交渉を中心とした条件闘争に転じることが多かった。

一九七〇年代以降、漁協に代わって反対闘争の中心となったのは、総評の地域組織である県評・地区労の支援を受けた住民運動であった。彼らは、反原発の弁護士や京大原子炉実験所の研究者（いわゆる「熊取六人衆」）らの協力も得て原発訴訟を起こす。

また、「公開ヒアリング」での抗議デモや座り込みなど、物理的な抵抗手段もとった。原発立地手続きにおける「公開ヒアリング」は、「原子力行政懇談会」が一九七六年七月に提出した最終答申で導入を提言したもので、通産省の省議決定（一九七九年一月二二日）等に基づく行政指導の形で、一九八〇年から実施されるようになった。だが原発推進側は、意見陳述者や傍聴人の多くを電力会社の社員など推進派で固める「やらせ」を行い、それに対し反対派は物理的抵抗を試みることで、公開ヒアリングの形骸化が進んでいった。

③ 野党・労組の意見対立

社会党は当初は原発を推進していた。だが、左派執行部の下で地方活動家の影響力が強まり、原水禁や地方で原発闘争に参加していた労組員の影響を受けて、一九七二年に反原発闘争を採用する。それ以降、社会党は総評とともに住民運動を組織的に支援する。

また、一九七四年九月の原子力船「むつ」の放射線漏れ事故を契機に、大都市でも反原発の市民運動が形成されるようになる。一九七五年には原水禁の後押しを受けて、物理学者の高木仁三郎を中心に「原子力資料情報室」が発足する。さらに一九七〇年代後半以降、共産党・原水協も原子力への批判を強めるようになる。

一方で、民社党・全日本労働総同盟（同盟）・核禁会議は、原発を積極的に推進する。九電力会社の企業組合の連合体として一九五四年に発足し、同盟の有力単産に成長していく全国電力労働組合連合会（電労連、一九七八年に略称を電力労連に変更、一九八一年に電力労連を母体として電力総連が発足）が、労使協調路線をとって原発を推進したからである。電労連は、一九七四年一二月に全日本電機機器労働組合連合会（電機労連、一九九二年に全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会（電機連合）に名称変更）、造船重機労連とともに、原子力推進団体として「三労連原子力問題研究会」を結成している。

ただ一九七五年二月に電労連は、原発労働者の放射線被曝線量が増加していったことを重視して、原発に批判的な立場を表明する。ところが、同年八月に内部抗争が起き、新執行部の下、政府の原子力政策を支持する立場に転換する。この背景には、被曝を伴う原発労働者に占める下請け労働者（非組合員）の割合が増えたことがあると見る向きもある⁽³⁵⁾。

④ 反原発労組・野党の弱体化

一九八六年にソ連でチェルノブイリ原発事故が起き、翌年には輸入食品の汚染が発覚する。この際、高木仁三郎や広瀬隆ら反原発の論客が全国で講演活動を行うと、都市の高学歴の主婦層らが市民運動に積極的に参加して、一時的に反原発運動が盛り上がる。

しかし、公務員労組が弱体化し、民間労組主導で一九八九年に連合が結成され、労働四団体が統一されることで、反原発運動の基盤は弱体化する。

電力総連や電機連合は、一九九〇年代には社会党、二〇〇〇年代には民主党の候補者に対し、野党結集や原子力への支持を選挙支援の条件にする「選別推薦」を行った。また社会党も、一九九四年に村山富市を首相として自民党・新党さきがけと連立政権を発足させると、原発容認に政策を転換する。⁽³⁶⁾

さらに連合自体も、原発推進へと動く。発足当初、連合は、反原発の全日本自治団体労働組合（自治労）など旧総評系と、原発推進の電力総連など旧同盟系との対立を避けるため、「現状の原発は維持する」という路線をとることにした。だが二〇〇九年九月には、原発の新設容認に方針を転換した。⁽³⁷⁾

このようにして、かつては反原発運動に取り組んでいた労働組合は弱体化し、原発を推進する電力総連が、旧民社党系を中心とした民主党の政治家に対して強い影響力を持つようになったのである。

第二節 立地自治体における影響力関係

① 漁業組合への対応

前述したように、一九七〇年代になると原発立地計画には常に地域住民からの反対運動が起きるようになり、立

地地域対策の重要性が増す。欧米の原子力立地紛争の主要な争点は安全問題なのだが、日本の場合、それ以上に金銭問題が重要であった。日本では、土地所有権・漁業権が欧米諸国に比べて手厚く保護されてきたため、地権者・漁業権者の反対が原発立地の最大の障害であり、土地買収をめぐる地権者との交渉と漁業権放棄をめぐる漁協との交渉とが、電力会社にとっては最も重要だったのである。⁽³⁸⁾

反対運動が強まった一九七〇年代後半には、電力会社による漁業補償額が高騰する。一九六六年に妥結された東電福島第一原発の漁業補償額は一億円であった。ところが、一九七三年に妥結された東電福島第二原発では三五億円、一九七九年に妥結された東北電力女川原発では九八億三〇〇〇万円に上った。⁽³⁹⁾

② 電源三法の制定とその効果

反対運動への政策対応として、電源三法が制定されたことはすでに論じた。『週刊ダイヤモンド』編集部によると、立地自治体に対する電源三法交付金の総額は二〇〇九年度で一二二億円に上る。また資源エネルギー庁の資料を基に試算を行うと、最新鋭の原発を誘致した場合、四五年間にわたり総額約二四五億円が交付されるという。⁽⁴⁰⁾しかし一九七〇年代後半以降、新規サイトの開設は少なく（しかも、その大半は一九六〇年代末に計画が浮上したもので）、多くは既設サイトでの増設であった。このため吉岡斉は、電源三法は新規サイト確保にはあまり効果はなく、すでに原子力施設がある地域への慰謝料として機能してきたとしている。⁽⁴¹⁾

それでは、なぜ既設サイトでは増設が進んだのか。これは電源三法の仕組みによる。電源三法交付金の支出は、環境影響評価の開始から運転開始までの一〇年間に集中しており（モデルケースでは、環境影響評価の開始から着工まで三年、運転開始まで一〇年で、それから三五年間稼働するという想定で四五年間、交付金約二四五億円が

支払われる。そのうち約四四九億円が、初めの一〇年間で支払われる、その後、段階的に減っていく。また電力会社から立地自治体には巨額の固定資産税も入る。だが、法定減価償却期間の一六年を超えると、自治体に入る固定資産税は大きく減ってしまう。しかも交付金は公共施設の建設に使われるため、収入が減ると維持費が財政を圧迫する。たとえば福島県双葉町は、二〇〇九年度決算で実質公債費比率が二九・四％に上り、早期健全化団体に指定されている。そこで新たな交付金欲しさに増設を求めることになる。双葉町も、福島第一原発七、八号機の建設を決議し、二〇〇七年度から年間九億八〇〇〇万円の電源立地等初期対策交付金相当部分を受け取っている。電力会社も、そうした事情を熟知し、あえて市町村をまたいで原発を建設し、原発を支持する市町村を増やしていったという。⁽⁴²⁾このように原発増設に依存する双葉町について、元福島県知事の佐藤栄佐久は著書で、「これでは、麻薬中毒者が『もっとクスリをくれ』と言っているのと同じではないか。自治体の『自立』にはほど遠い」と記している。⁽⁴³⁾

一九七〇年代以降、反対運動の広まりにより原発の新規立地地点の確保が難しくなった電力会社にとっても、既設サイトに原子炉を増設する方が容易であった。だが、同一サイトに多数の原子炉を設置することは、安全上のリスクを高める。福島第一原発事故で見られたように、いざ事故が起きた場合には、一挙に多数の原子炉に対処しなければならなくなり、十分な対策がとれなくなってしまうのである。⁽⁴⁴⁾

③ 匿名の寄付金

立地自治体に支払われるのは、電源三法交付金と固定資産税だけではない。電力会社からは寄付金も入る。東電は一九六〇年代から立地自治体へ匿名の寄付を行っており、一九九〇年度から二〇〇九年度にかけて、青森県むつ

市（東電と日本原電が使用済み核燃料の中間貯蔵施設を設置予定）に一八億円、新潟県と柏崎市、刈羽村などに一三〇億円、福島県と原発立地四町などに一九九億円の計三四七億円を寄付していた。また東電は、電事連が核燃料サイクル推進のため、青森県の関連財団法人に一九八九年から二〇〇九年にかけて支出した寄付金計一七〇億円のうち、約五〇億円も負担していた。⁽⁴⁵⁾このほか、使途不明の寄付金も数十億円あり、総額は四百数十億円に上る。

東電では、毎年、年度初めに一〇億～二〇億円の寄付金の予算を組んでいた。必要に応じて増額することも多く、年平均では二〇億円以上になる。金額は県ごとの発電量を目安に配分された。具体的な支出に際しては、自治体首長の要望を審査し、役員会の決裁を得てきたという。

さらに、福島県のサッカーナショナルトレーニングセンター「Jヴィレッジ」（二三〇億円）⁽⁴⁶⁾の寄贈や、柏崎市と刈羽村の公園施設整備費（計一〇〇億円）など、例外的に公表された大型施設への寄付もある。⁽⁴⁶⁾

また東電、東北電力の原発を立地・建設中の青森県東通村に対しては、一九八三年から東電が二、東北電が一の割合で、インフラ整備のための負担金と、地域振興のための寄付金を支払っていた。その額は約一五七億円に上る。東通村は、電力二社からの負担金と寄付金を予算の「雑入」に分類し、その使途の詳細も明らかにしていなかった⁽⁴⁷⁾。こうした匿名の寄付金は、他の電力会社も行っている。たとえば福井県では、同県内の原発立地四市町村に、匿名を希望する大口寄付が、二〇一〇年度までに少なくとも計五〇二億円寄せられている。その大半は、関電など電力業界によるものと見られる。⁽⁴⁸⁾

④ 核燃料税の創設

さらに地方自治体は、法定外普通税として核燃料税を創設する。一九七六年八月に福井県が、電源三法では既設

原発に係る税収が期待できないとして創設し、自治省に認めさせた。その内容は、原子炉への核燃料の装荷時から、その取得価格の5%を毎年、一〇年間にわたって県が徴収するというもので、その後、六ヶ所村に核燃料サイクル施設を有する青森県を含め、原発が立地する全道県が導入している。

核燃料税は、電源三法交付金とは異なり、使途が特定の公共施設の建設に限定されず、交付期間も運転開始の後に限定されない。また固定資産税とは異なり、減価償却で税収が減少せず、増設すればするほど核燃料の取扱量が増えるので税収が増える。これは増設を受け入れる原発既設県への資金提供なのである。⁽⁴⁹⁾

二〇一一年度に電力九社が支払った核燃料税は計二四二億円に上る。⁽⁵⁰⁾

⑤ 地元対策

さらに電力会社は、ゼネコンを使って地元対策を行う。ゼネコンは、電力会社から地元対策費を上乗せした原発建設費を受け取ると、下請けゼネコンに地元対策を依頼する。下請けゼネコンは、地元の有力者や地元議員を、スナックやパブで接待したり、原発を視察するという名目で国内外に観光旅行に連れて行ったりし、選挙協力も行う。その見返りとして地元有力者や地元議員は、用地買収に協力したり、反対住民の説得を行ったりする。

また電力会社も自ら、地元有力者や地元議員の子息を電力会社で雇用したり、選挙協力を行ったりするなどして友好関係を築く。さらに商店街や町内会のイベントには、お茶をまとめて寄付する。発電所の備品は、すべて地元の商店から購入する。⁽⁵¹⁾

⑥ 立地自治体の抵抗カ

これまで見てきたように電力会社は、カネの力で立地自治体から原発設置への同意を得てきた。これは電力会社の権力なのだが、地方自治体に抵抗カがあるからこそ、政府と電力会社がこれだけのカネ（電力料金から支払われているのだが）を使わなければならなかったのである⁵²⁾。

では立地自治体には、どのような抵抗カがあるのか。第一に、漁協が漁業権を放棄せず、地権者が土地を売らなければ、原発は設置できない。しかし先述の通り、これはカネによって切り崩されやすい。

第二に、一九九六年八月四日に新潟県巻町（当時）で実施され、以後、全国各地に広がった、原発建設の賛否を問う住民投票によって、地域住民は原発設置に対する意見表明を行うことができる。だが住民投票条例の制定は、原発を推進する市町村長や地方議会議員の多数派の反対に遭って頓挫することも多い。

第三に、原発立地の市町村長および都道府県知事の同意がなければ、事業実施は困難である。法的には、原子力開発利用に関する許認可権は中央政府にあり、地方自治体にはない。だが一九七〇年代以降、電力会社が立地する市町村に協力を申し入れ、都道府県知事の同意を得ることが、通産省の省議決定によって慣行化されてきた⁵³⁾。さらに地方自治体が、事業者との間で安全協定など各種協定を結ぶことができるという慣行も定着してきた。そのため都道府県知事は、事業者に対する同意を留保したり、安全協定への署名を留保したりすることで、原発事業を中断させることができるのである。電力会社や通産省が、立地自治体の市町村長や議会多数派から原発事業への同意を得ることは比較的容易であった。だが都道府県知事は、時に強力な抵抗カを発揮することがあった。

その先駆例としては、一九八〇年代後半に横路孝弘北海道知事が、幌延町に高レベル核廃棄物貯蔵工学センターを設置することを拒否した事例が挙げられる。また一九九一年の青森県知事選挙でも、核燃料サイクル基地建設に

反対する知事を誕生させて、事業者との協力協定を破棄させようとする動きが広がっている。⁽⁵⁴⁾そして一九九五年のもんじゅ事故以後、都道府県知事の慣例上の権限が行使される事例が増えている。⁽⁵⁵⁾

⑦ 佐藤栄佐久福島県知事の反乱とプルサーマル発電

原発に対する拒否権を行使し、知事の影響力の大きさを示した事例としては、佐藤栄佐久福島県知事が挙げられる。

一九八八年に初当選した佐藤栄佐久知事と東電の関係は、当初から良好ではなかった。東電が対立候補の建設省OBを支援したためである。とはいえ佐藤は、当初は原発に理解を示していた。だが次第に、原発への不信任を強めていく。

一九八九年一月に福島第二原発三号機で原子炉の再循環ポンプが破損し、部品が原子炉内に流入する事故が発生した際に、東電は事故の情報を通産省資源エネルギー庁に連絡し、県には、そこから連絡が来た。この地元軽視の姿勢に驚いた佐藤は、国に改善を迫るが無視される。⁽⁵⁶⁾また一九九三年四月には、福島第一原発での使用済み核燃料共用プールの設置要請がなされた。その際、通産省の担当課長は、共用プールの使用済み核燃料は二〇一〇年頃に操業開始予定の第二再処理工場に搬出すると約束する。そこで佐藤は事前了解を与えた。ところが翌年の長期計画で、その約束は反故にされる。⁽⁵⁷⁾このため佐藤は、国と電力会社への不信任を募らせる。

一方、東電は、福島第一原発の原子炉増設のため、佐藤との関係修復を目指す。一九九四年七月に荒木浩社長らが福島県の知事公館をひそかに訪問し、浜通りにサッカー施設（Ｊヴィレッジ）を建設すること、中通りの郡山市にサッカースタジアムを建設すること、会津地方に美術館（エルミタージュ美術館分館）を建設することを提案す

る。間を取り持ったのは水谷建設で、一九九三年に水谷建設の水谷功元会長が、東電の立地部長であった小菅啓嗣を佐藤の実弟と引き合わせていた。小菅は、サッカー施設や美術館の振興策三点セットを「お兄さんに伝えてもらいたい」と提案したといい、この場には前田建設工業の幹部も同席していたという。小菅は、知事選では「いつでも応援します」と述べ、「福島第一原発の増設は日本のためになる。地元で認めてもらいたい」とも話したという。実弟から報告を聞いた佐藤は、「何で東電がお前にそんな話を持っていくんだ。県に来るように言っておけ」と話し、一九九四年七月の会談につながったのである。会談後、東電が発注したJヴィレッジの建設工事は、前田建設工業や水谷建設が受注した。⁽⁵⁸⁾

さらに東電は、プルサーマル計画の実施を予定していた。プルサーマル計画とは、本来はウラン燃料用に設計されている軽水炉でプルトニウム・ウラン混合酸化物（MOX）燃料を燃やすというものである。

科技庁は発足以来、プルトニウムを増殖できる高速増殖炉（FBR）で発電を行い、使用前より多くのプルトニウムを生み出して、そのプルトニウムを再処理工場で再び核燃料に加工し、FBRの燃料として使っていくことで、エネルギー自給体制を確立させることを究極の目標としてきた。これが核燃料サイクル構想である。⁽⁵⁹⁾だが、もしも事故によりFBRの実用化の用途は立たなくなった。

このため、軽水炉でウランを燃やした後の使用済み核燃料は貯まり続けた。電力会社は、その再処理をイギリスとフランスの再処理工場に委託してきた。そこで抽出されたプルトニウムは日本に送り返されてくるため、使う見込みのないプルトニウムが貯まり、一九九〇年代半ばには総量二〇トンに達する。アメリカは日本政府に対して、核不拡散体制強化のため余剰プルトニウムを保有しないよう求めており、日本政府は窮地に立たされた。⁽⁶⁰⁾

一方、電力業界は、莫大な費用がかかる再処理工場建設やFBR開発には消極的であった。しかし青森県六ヶ所

村に、再処理工場建設を名目として、それに付随する使用済み核燃料の貯蔵プールや、低レベル放射性廃棄物埋設センター、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターなどを建設していた。⁽⁶⁾再処理事業を中止すれば、青森県が使用済み核燃料の引き受けを停止し、各原発に送り返してくるかもしれない。そのため、核燃料サイクル政策を放棄することはできなかった。

そこで政府は、プルサーマル計画の実施を電力業界に要請し、電力業界もこれを受け入れたのである。ところがプルサーマル計画は、大幅に遅延する。一九九九年九月に、イギリスの核燃料開発公社BNFL関係者の内部告発により、関電の高浜原発三号機用に製造されたMOX燃料のペレットの直径寸法データが捏造されていたことが発覚する。このため、東電の福島第一原発三号機、柏崎刈羽原発三号機用にベルギーのベルゴニュークリアBN社で加工されたMOX燃料の品質にも疑惑の目が向けられるようになり、東電は計画延期を余儀なくされる。さらに一九九九年九月三〇日に茨城県東海村で起きたJCOウラン加工工場臨界事故により、原子力に対する国民や原発立地地域住民の警戒心が強まった。刈羽村では二〇〇一年五月二七日にプルサーマルの賛否を問う住民投票が行われ、反対多数となった。⁽⁶²⁾

それでも東電は、二〇〇一年七月頃から福島第一原発三号機でのプルサーマル運転実施を予定していた。一九九八年一月に佐藤知事と原発立地町村は、プルサーマルの実施に合意していた。ところが二〇〇一年二月八日に、東電は設備投資抑制の方針を打ち出し、発電所建設計画を三～五年凍結すると発表する。これにより福島県内で予定されていた広野火力五号機、六号機の建設も凍結されることになり、これに伴う地域振興策も実施できなくなった。佐藤は、これを東電の圧力と見た。東電が県に相談なく火力発電所建設計画の凍結を決めたことへの報復として、佐藤は二月二六日に、福島第一原発三号機でのプルサーマル運転の実施凍結を表明する。三月二八日には、県

民の大半が反対していることを理由に、少なくとも二〇〇二年夏まではプルサーマルを認めない方針を打ち出す。五月二一日には庁内に「エネルギー政策検討会」を設置し、原発に批判的な学識経験者も招聘して、政府の原子力行政に批判的な「中間とりまとめ」を作成する。佐藤はそれ以後も、政府の原子力政策に批判的な発言を行い、二〇〇五年九月四日には東京都大手町で、国際シンポジウム「核燃料サイクルを考える」を主催する。⁽⁶³⁾

さらに、先述した二〇〇二年の東電の原発トラブル隠しに対して、佐藤は厳しい対応をとる。運転中の原子炉については停止を要請しなかったものの、定期検査のため順次停止した原子炉については、福島県が独自に、安全が確保されているかどうかを判断したうえで運転再開を了承するかどうかを決めるという方針を示したのである。新潟県も福島県と同様の姿勢を見せ、二〇〇三年四月一五日に東電の原発全機が停止する。

このまま夏が来れば、東京電力管内は電力不足に陥るという電力危機説が広がり、福島県、新潟県に対して原発運転再開を求める圧力が強まる。そのため新潟県は、柏崎刈羽原発の運転再開を容認する。しかし佐藤は、政府への抵抗姿勢を見せ、七月一〇日に六号機の運転再開を認めたものの、その他の原子炉については個別に運転再開の是非を判断する。すべての原子炉が運転を再開したのは二〇〇五年六月二九日であった。⁽⁶⁴⁾

ところが佐藤の反乱は、予期せぬ形で終結する。二〇〇六年九月二五日に、福島県が発注した阿武隈川流域の広域下水道整備工事をめぐる談合事件で、東京地方検察庁特捜部は佐藤の実弟を競売入札妨害（談合）容疑で逮捕した。東京地検特捜部は、佐藤の実弟が県発注の公共工事で、ゼネコン各社の受注調整の仕切り役を務めていたと見たのである。これを受けて佐藤は、九月二七日に知事の辞職を表明する。佐藤自身も一〇月二三日に、福島県発注の木戸ダム建設工事をめぐる収賄容疑で逮捕される。⁽⁶⁵⁾

東京地検特捜部の捜査は、もともととは次の二つの疑惑に目を向けたものであった。第一に、二〇〇〇年八月に入

札が行われた木戸ダム建設工事の受注をめぐり、元請けの前田建設工業と下請けの水谷建設から知事に対して受注工事が行われた疑いであり、とりわけ水谷建設の工作資金の資金源が東電ではないかという疑いが持たれた。第二に、東電が福島第二原発で発注した土砂処理事業の資金の流れが不透明であり、受注した水谷建設（元請けは前田建設工業）が、その資金を裏金として使っていたのではないかという疑いが持たれた。いずれも東電首脳の背任が疑われ、荒木元会長ら東電関係者一〇人以上が参考人として事情聴取を受けた。

けれども、東電の資金ルートの説明はなされず、反原発知事の佐藤の起訴で捜査は終わる。このため検察内部には、東電首脳が検察上層部にクレームを入れ、東電側が不明朗な支出を了承したとされる総務系役員の人事刷新を行うことで、手打ちが成立したという見方もあったという。⁽⁶⁶⁾ 実のところ水谷功も、県の工事を受注するために佐藤の実弟に近づいたのではなく、「電力さんの仕事をやるためだった」と証言している。水谷は、東電が計画していた福島第一原発七、八号機の増設工事を受注させてもらうつもりであった。「小菅さんに恩を売っておけばええんや。小菅さんが偉なっていけば、ワシに何かしてくれるやろと思っていた」というのである。⁽⁶⁷⁾ もっとも小菅は、水谷の証言を捏造と否定しており、真相は不明である。

公判で検察側は、次のような主張を行った。佐藤の実弟が経営する縫製会社は、二〇〇一年に前田建設工業と子会社から計四億円の融資を受けており、二〇〇二年八月には水谷建設が、この融資の担保となっていた縫製会社の本社用地の一部を約八億七〇〇〇万円で購入し、翌月には購入代金を一億円積み増していた。これは佐藤と実弟の共謀によるもので、二人は会社の経営難解消のため約一〇億円が必要と見積もり、県発注のダム工事を受注させた見返りとして前田建設工業と水谷建設に、その価格での購入を要求したところ、前田建設工業元副社長の指示で、下請けの水谷建設が時価を約一億七〇〇〇万円上回る額で、その土地を購入した。佐藤と実弟は、この差額を賄賂

として受け取ったというのである。これに対して佐藤は、実弟から土地取引について詳細を知らされておらず、共謀はあり得ないとし、ダム工事の発注についても、業者の選定に関心を持ったことも、指示や示唆をしたこともないと反論した。さらに土地取引の賄賂性についても、価格は適正だと主張した。⁽⁶⁸⁾

佐藤と検察の公判闘争は、次のような経緯をたどる。二〇〇八年八月八日、東京地裁は佐藤と実弟の共謀を認定し、有罪判決を下す。賄賂の金額については、検察側の約一億七〇〇〇万円との主張に対し、後から積み増した一億円は土地の売買代金には含めず、約七〇〇〇万円と認定した。⁽⁶⁹⁾二〇〇九年一月一日、東京高裁も有罪判決を下す。ところが、約七〇〇〇万円の差益を賄賂と認定した一審判決は破棄し、佐藤らが得たのは、土地を買い取らせることで会社再建の資金を調達する「換金の利益」という無形の賄賂だけだとする異例の判断を行う。この判決に弁護側は、検察側の主張の根幹が崩れ、実質的には無罪の判決だとするコメントを発表した。⁽⁷⁰⁾最高裁は二〇一二年一月十五日付で、弁護側、検察側双方の上告を棄却する決定を行う。最高裁は、縫製会社が当時、再建費用を必要としており、「思うように土地が売れなかった状況で、ダム工事受注の謝礼の趣旨で土地を買い取ってもらった。代金が高価相当でも、換金できた利益は賄賂にあたる」と認定した。佐藤は弁護士を通じて、「収賄の事実はない。最高裁の決定は承服できず、私を収賄者に仕立て上げた特捜部の捜査を含め、真実を明らかにできない日本の刑事司法に絶望感を感じている」というコメントを発表した。⁽⁷¹⁾なお佐藤の実弟は、他のゼネコンから選挙資金として一〇〇〇万円を受け取ったことなども判明しており、県知事選挙に際して県内各地区の責任者に裏金を選挙資金として配ったとして、公職選挙法違反（買収など）の罪でも有罪判決を受けている。⁽⁷²⁾

国内初のプルサーマル発電は、二〇〇九年一月五日、佐賀県の九州電力玄海原発三号機で始まり（営業運転は一二月二日に開始）、二〇一〇年三月二日には愛媛県の四国電力伊方原発三号機でも試運転が始まった（営業運転

は三月三〇日に開始⁽⁷³⁾。さらに二〇一〇年二月に経産省は、難航する地元同意を促すため、期限切れとなった従来の交付金（地元合意を得た七箇所では最大五〇億円の交付金を得ている）に代わる交付金を新設する。二〇一〇年七月末までに原発のプルサーマル発電に同意した自治体には三〇億円を交付するというもので、二〇一〇年八月月から二〇一一年三月までだと二五億円、その後は一年遅れるごとに五億円減らし、二〇一四年四月から二〇一五年三月までの同意だと五億円とした⁽⁷⁴⁾。

佐藤栄佐久の後任の佐藤雄平知事は二〇一〇年二月一六日に、福島第一原発三号機でのプルサーマル発電について、①三号機の耐震安全性の確保、②老朽化に伴う高経年化対策、③プルサーマルに使う燃料に問題がないことの確認、という三つの技術的条件を付けたうえで容認する考えを県議会に示した。その三条件について問題がないとされたことから、八月六日に佐藤知事はプルサーマル発電の受け入れを表明した。国内では三例目で、九月一八日に試運転が始まり、一〇月二六日に営業運転に入った⁽⁷⁵⁾。その後、福井県の関電高浜原発三号機でも、一二月二五日に試運転が始まり、二〇一一年一月二一日に営業運転に入った。

第三節 反原発団体・市民運動に対する東電の政治権力

① 原発城下町

原発立地地域における電力会社の隠然たる影響力は、大企業城下町で大企業が持つ影響力と同等、もしくはそれ以上と考えられる⁽⁷⁶⁾。

福島第一原発が立地する大熊町と双葉町で取材をした恩田勝亘は、原発城下町の重苦しい空気を次のように伝えている。下請け会社で働いていた地元住民からは、「あんたら週刊誌や雑誌の記者に話をしたことサわかると、会

社から『明日から来なくてもええ』つっていわれんだ」と言われたという。また一九七〇年代から、T C I A（東電 C I A）と呼ばれる集団が暗躍していたという。⁽⁷⁾ T C I Aは、原発反対派の集会では自動車のナンバーを調べ、選挙では反対派候補の家や事務所に入りする住民をチェックしていた。また、東電に関係した記事が載った週刊誌や雑誌は、T C I Aが買い占めてしまうため、町の書店では購入できなかった。その結果、職場や家庭内ですら、原発や東電について話題にするのは憚られ、一九八六年のチェルノブイリ原発事故について、当時、中学校の教師が学生に聞くと、クラスの三、四人しか事故のことを知らなかったという。

柏崎市や刈羽村でも、同様の状況があったという。「柏崎刈羽プルサーマルを考える市民の会」のメンバーは、「町全体に昔から原発には触れたくない、という雰囲気がありますね。原発のことを話すと誰が話したか、すぐわかるらしいんです。とくにバブル後は下請けも競争が激しいようで、ますます口が重く、家族、親戚にも原発内のことは話さないようです」と証言している。⁽⁸⁾

② 嫌がらせ

原発立地地域であるか否かにかかわらず、原発反対運動に対しては様々な嫌がらせが行われてきた。組織的な嫌がらせが行われるようになったのは一九八〇年代末頃で、二〇〇〇年頃まで続いたという。

その内容は多岐にわたるが、以下にいくつか例を挙げておく。①無言電話をかけてくる。②反原発の著名活動家を名乗った偽造郵便物を不特定多数の運動関係者に送付してくる。特定の活動家が「逮捕された」、「死んだ」などとする文書や、人格を誹謗中傷するような内容の文書・絵葉書などで、反原発運動内部を混乱させることが目的だと考えられる。③反原発集会の写真や活動家の写真、活動家の自宅や、活動家の子どもが遊んでいる公園の写真な

どを送付してくる。活動家を尾行していることを誇示し、本人や子どもに危害を加えると脅迫することが目的だと考えられる。④市民団体の女性スタッフの氏名を詐称してトイレに落書きをするなどの性的嫌がらせや、依頼していない商品を着払いで送りつけたり、生理用品・汚物・鈴虫・たばこの吸い殻・枯れ草・ポルノビデオカタログなど、意味不明のものを送りつけたりする。原発反対運動に関わることへの嫌悪感や恐怖感を催させることが目的だと考えられる。⑤公的機関の内部文書・回収済みJ・R切符・電話料金等の各種料金請求書・納税通知書など、不正に入手されたものを送付してくる。嫌がらせを行う集団が違法行為を行っていることを見せつけ、恐怖感を与えることが目的だと考えられる。

こうした嫌がらせの手紙の特徴としては、大量の郵便物が、日本全国から、さらに海外からも送られてきていることで、多大な経費がかけられていることである。嫌がらせ事件の犯人はわかっていないのだが、日本弁護士連合会（日弁連）への人権侵害救済の申し立てに代理人として関わった弁護士海渡雄一は、これだけの資金を用意できるのは、原発推進のために多額の普及開発関係費を支出してきた電力会社ではないかと推測している。⁽⁷⁹⁾

③ 公安機関との関係

さらに海渡は、公安警察や公安調査庁といった公安機関の関与も疑っている。理由は以下の三つである。

第一に、嫌がらせの郵便物の中には、原発運動参加者のリストを切り抜いたものがあつたからである。かねてより公安警察は、原発運動だけではなく、市民集会に参加した者を写真撮影して、あらかじめリスト化されている構成メンバーと照合して、参加者リストを作成する作業を行っている。全国規模の活動家のリストを作成するのは、公安警察でなければ無理だといふのである。

第二に、嫌がらせ文書の中には、活動内部の実情を知らなければ書けない内容も多く、スパイ行為や潜入があったと考えられるからである。実際のところ公安調査庁は、原発反対運動も調査対象にしていることが明らかになっている。

第三に、嫌がらせ事件の犯人は、信書の抜き取りなどの違法行為を繰り返しているからであり、また被害申告にもかかわらず、犯人は明らかにならなかったからでもある⁸⁰。

もちろん真偽は不明である。ただ警察と電力会社は、天下りを通じて密接な関係にある。東電は二〇一一年三月末時点で三二人の退職警察官を雇用している。元警察庁刑事局長の栗本英雄は顧問として渉外業務に、元新潟東警察署長の渡邊和雄は柏崎刈羽原発次長として警備やセキュリティの業務を行っているとされるが、具体的にどのような業務に従事しているのかは明らかにされていない。

震災後の原発デモでも、私服の公安警察官が監視活動を行い、特定の党派や労組の活動家の姿を見つけるとノートに名前を記す姿が目撃されている。青森県六ヶ所村の原発関連施設周辺では、反原発運動家が微罪で逮捕されたケースも報告されている⁸¹。

【付記】 本稿はもとと、日本学術振興会・東日本大震災学術調査の研究成果として執筆されたものである。だが、出版に際しての字数の制約等の理由から、本稿を大幅に短縮した論文を研究成果として提出した（東洋経済新報社より刊行予定）。そこで『阪大法学』において、元の論文を公表することにした次第である。そのため、両論文には一部重複があることを断っておく。また、研究に際して支援をいただいた、村松岐夫・東日本大震災学術調査・総合調整班統括責任者、辻中豊・東日本大震災学術調査・政治・政策班統括責任者、同政治・政策班のメンバー各位に、この場を借りて、お礼を申し上げる。なお参考文献一覧は、完結回に記載する。

【訂正】 本誌六五巻二号に掲載しました「原発の政治学（二）——福島第一原発事故発生以前における東京電力の政治権力・経済権力」の中で誤った記述が二箇所ありました（①一三三頁一四行目、②一三三頁一七行目、一三三頁二三行目）。次のように訂正いたします。

①（訂正前）「二〇〇四年夏に」

（訂正後）「二〇〇四年三月に」

②（訂正前）「再処理工場を四〇年間動かして核燃料サイクル事業を進めれば、直接処分よりも一八・八兆円のコスト増となり、再処理工場の稼働率が低くなれば五〇兆円にもなりかねないとして」

（訂正後）「再処理工場を四〇年間動かして核燃料サイクル事業を進めれば、一八・八兆円の費用がかかり、さらに再処理工場の稼働率が低くなれば五〇兆円にもなりかねないとして」

（1） 志村「二〇一一、一五一―一五四頁」、朝日新聞特別報道部「二〇一四、一六八頁」。

（2） 朝日新聞特別報道部「二〇一四、一七〇頁」、志村「二〇一一、一五七―一五九頁」。

（3） グループ・K21「二〇一一a」。

（4） 朝日新聞特別報道部「二〇一四、一七〇頁」。この時、電事連の広報予算は年間五〇億円と説明された。朝日新聞「原発とメディア」取材班「二〇一三、二九四頁」。

（5） 朝日新聞特別報道部「二〇一四、一六二―一六六頁」。東電の交際費は二〇〇九年度で約二億円に上る。小松「二〇一一、一二四―一二五頁」。東電の交際費には、パーティー券の購入費用や原発の地元対策費も含まれるという。志村「二〇一一、一六〇―一六一頁」。東日本大震災後、電力業界の政界対策の主役は関電が担うようになり、東電は実質国有化された後、パーティー券の購入を打ち切った。けれども、東電の主要グループ企業である関電工がパーティー券購入を続けており、会社が目立たないようにするため役員個人で購入する分も増えているという。朝日新聞特別報道部「二〇一四、一七四―一七五頁」。

（6） 朝日新聞特別報道部「二〇一四、一八〇―一八三頁」。さらに先述したように、「コネで東電に入った有力政治家や高級官僚の子弟は多数いる」という。有森「二〇一二、一五二頁」。コネかどうかは不明ではあるが、二〇一一年四月には、自

民党の石破茂衆議院議員の娘が、東電に総合職として入社したことが報じられ、話題を呼んだ。『週刊文春』二〇一一年四月二十八日号。

(7) 『週刊東洋経済』二〇一一年四月二三日号、四四頁。

(8) 斎藤「二〇一二、二二三、二三四頁」。

(9) 大鹿「二〇一三、二六七―二六九頁」、『週刊東洋経済』二〇一一年四月二三日号、四四頁。

(10) 安西「二〇一二、一七〇頁」、斎藤「二〇一二、二七一頁」。一九九六年に発足した橋本龍太郎内閣で官房長官を務めた梶山静六は、自民党が下野した際に新進党に擦り寄った企業を「こっぴどく締め上げた」。とりわけ電力との関係は悪く、発送電分離を打ち上げた佐藤の背後には、梶山がいたと見る向きもある。李「二〇一二、一八六―一八七頁」。

(11) 斎藤「二〇一二、二三四、二七一頁」。

(12) 李「二〇一二、一八四―一八八頁」。

(13) 加納は、参議院議員時代の「秘書5人のうち1人は東電を退職した人で、残る4人は、交代で3年ずつ東電を休職して来てくれました。東電の社長に『いい人がいたら推薦してください』とお願いしたんです」と語っている。『朝日新聞』二〇一一年五月二〇日付朝刊。まさに東電の利益代表であった。

(14) 加納自身、市場原理至上主義、新エネルギーへの過大・幻想的な期待、再処理・高速増殖炉路線を放棄してウラン燃料の使い捨て路線へ、という三つの危機的状況に対抗するため、同法を制定したと説明している。加納「二〇一〇、九七―九九頁」。

(15) 加藤らの反対を押し切り、公明党もRPS法案への賛成を決める。環境重視で反原発色が強かった公明党ではあるが、自民党と連立政権を維持する必要から妥協したと見られた。もっとも、「電力は全方位で政界対策をやっている。公明党に對してもその成果が出た」、「バブル崩壊後の就職氷河期に、電力会社や関連企業がかなりの数の学会員子弟を受け入れていたんです」という指摘もある。李「二〇一二、一九二頁」。

(16) 以上、RPS法とエネルギー政策基本法の制定過程については、李「二〇一二、一八〇―一八四、一八九―一九二頁」、共同通信連載企画「日本を創る 原発と国家」第3部「電力改革の攻防」Vol.04「つぶされた市民自然エネルギー法案」(http://www.47news.jp/47topics/tsukuru/article/post_30.html) (二〇一四年一〇月一四日最終確認)、斎藤「二〇一二、

二七一～二七四頁。

- (17) 『朝日新聞』二〇一一年五月二五日付朝刊。
- (18) 吉岡「二〇一、四一、三四〇～三四二頁」。
- (19) 吉岡「二〇一、三三三～三三五頁」、小森「二〇一三、一六九～一七〇頁」、恩田「二〇一一、一四二～一四四頁」、『朝日新聞』二〇〇七年四月二日付朝刊。
- (20) 佐々木「二〇一b、一〇二～一〇四頁」。
- (21) 小松「二〇一二、八九～九〇頁」、土井「二〇一二、九四～九九頁」、『週刊東洋経済』二〇一一年四月二三日号、四一頁、『週刊文春 東京電力の大罪』臨時増刊二〇一一年七月二七号、九二頁。
- (22) 『週刊東洋経済』二〇一一年六月一日号、六九頁、『週刊ダイヤモンド』二〇一一年五月二一日号、三七頁、共同通信連載企画『日本を創る 原発と国家』第4部『電力』の覇権」Vol.06「反原発学者を監視」(http://www.47news.jp/47topics/tsukuru/article/post_38.html) (二〇一四年一〇月二二日最終確認)。
- (23) 桜井「二〇一、一三四～一三八頁」。
- (24) 『週刊東洋経済』二〇一一年六月二一日号、六九頁。
- (25) 連合 日本労働組合総連合会ホームページ「連合について 構成組織」(<http://www.juc-rengo.or.jp/rengo/shiryoku/kousei/>) (二〇一四年一〇月五日最終確認)。
- (26) 小松「二〇一二、六一～六六頁」。
- (27) 朝日新聞特別報道部「二〇一四、一七四頁」、『朝日新聞』二〇一一年二月一日付朝刊。
- (28) 二〇一〇年参議院選挙愛媛選挙区で民主党から出馬した岡平知子も、四国電力総連から推薦を得るために労組幹部の面接を受け、原発についてどのように思っているのか、厳しく問い質されたと証言している。共同通信連載企画『日本を創る 原発と国家』第4部『電力』の覇権」Vol.06「政治家を操る」(http://www.47news.jp/47topics/tsukuru/article/post_39.html) (二〇一四年一〇月二二日最終確認)。
- (29) 『朝日新聞』二〇一一年二月一日付朝刊。
- (30) 『朝日新聞』二〇一二年五月三〇日付朝刊。

- (31) 『朝日新聞』二〇二二年一月二五日付朝刊。
- (32) グループ・K 21「二〇一b」、土井「二〇一、一三〇～一三四頁」、小松「二〇一二、六四～六五頁」、『朝日新聞』二〇一一年二月一日付朝刊。
- (33) 『朝日新聞デジタル』二〇二二年一月二五日付「原発9社に社員兼議員99人 91人は電気料金から給与」(<http://www.asahi.com/special/energy/OSK201211240192.html>)（二〇一四年一〇月五日最終確認）。
- (34) 東電は労使一体の企業であった。東電に詳しい企業アナリストは、「東電では『労組にタテつくと人事考課が下がる』といわれています。労組委員長はほぼ例外なく役員になっているし、経営側がいいにくいことは労組が音頭をとったり、両者はまさに車の両輪。持ちつ持たれつの関係にあります」と解説している。恩田「二〇一一、一四九～一五〇頁」。このような労使一体の企業になった背景については、齋藤「二〇一二」が参考になる。
- (35) 原発労働者の被曝問題については、樋口「二〇一一」などを参照されたい。
- (36) 以上の経緯については、本田「二〇〇五」、本田「二〇一四」。
- (37) 土井「二〇一一、一二七～一二九頁」。
- (38) 吉岡「二〇一一、一九八～一九九頁」、本田「二〇〇五、二四頁」。
- (39) 本田「二〇〇五、一四二頁」。
- (40) 『週刊ダイヤモンド』二〇一一年五月二日号、三四～三六、四二頁。さらに二〇〇〇年一二月には、原発の周辺地域への振興策を一般会計からの国庫補助により強化する「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」（原発特措法）が成立する。
- (41) 吉岡「二〇一一、一五二頁」、本田「二〇〇五、一四三～一四四頁」。
- (42) 『週刊ダイヤモンド』二〇一一年五月二日号、三六、四二頁。このため電源三法交付金で「ハコモノ」を作り、維持費の負担に苦しむ自治体からは、使途の拡充を求める声が高まった。そこで政府は二〇〇四年度から、使途や交付時期によって複雑に分かれていた交付金メニューを「電源立地地域対策交付金」に一本化し、施設の立地段階だけではなく、運転段階でも手厚く交付が受けられるようにした。また、これまで公共施設の整備、企業誘致や産業近代化のための事業に限定されていた交付金の使途に「地域活性化事業」を追加し、特産品の開発、イベント支援、福祉、NPO支援、人材育成などの

ソフト事業にも充てられるようにした。くわえて、この交付金で整備した施設だけではなく、他省庁の交付金や市町村の自主財源で建設した施設の人件費や維持管理費にも使えるようにした。朝日新聞青森総局「二〇〇五、一三―一四頁」。

(43) 佐藤「二〇〇九年、五四頁」、『朝日新聞』二〇〇九年一〇月一四日付朝刊（地方面・福島全県）。

(44) 吉岡「二〇一、三八三―三八四頁」。

(45) 二〇一二年に放送されたNHKスペシャルによると、「むつ小川原地域・産業振興財団」には総額一八四億五七七〇万円（設立時五〇億円、その後、毎年五―六億円）が寄付されていた。その資金は、電力会社から電事連に集められたもので、それが財団に寄付され、青森県の全市町村に配られていた。きっかけは一九九一年の青森県知事選挙で、核燃料サイクル施設建設推進の現職が苦戦したため、調査したところ、原子力関連施設がなく交付金が配布されていない自治体で核燃料サイクル反対運動が高まっていたことがわかった。そこで青森県幹部が電事連幹部に要請して、一九九四年から寄付金の配分が始められたという。『NHKスペシャル 3・11あの日から1年「調査報告 原発 マネー」』。3兆円⁹は地域をどう変えたのか』（二〇一二年三月八日放送）。

(46) 以上、東電の寄付金については、『朝日新聞』二〇一一年九月一五日付朝刊、朝日新聞特別報道部「二〇一四、一四二―一四三頁」。Jヴィレッジは、丘陵地帯五〇ヘクタールに、約五〇〇〇人収容のスタジアムと一面の屋外練習場、屋内練習場、宿泊施設、フィットネスセンター、コンベンションホール、レストランなどを備えている。恩田「二〇一、一五七頁」。

(47) 『朝日新聞』二〇一一年一月六日付朝刊。

(48) 『朝日新聞』二〇一一年一月四日付朝刊。

(49) 以上、本田「二〇〇五、一四二―一四三頁」。

(50) 『朝日新聞デジタル』二〇一四年三月二六日付「原発止まっても核燃料税 8道県、109億円税収確保」(<http://www.asahi.com/articles/ASG373WMBG37UTL00Q.html>)（二〇一四年一月四日最終確認）。

(51) 『週刊ダイヤモンド』二〇一一年五月二一日号、三六―三七頁、『週刊東洋経済』二〇一一年四月二三日号、四三頁。東電がゼネコンにリベートを払い、ゼネコンが土地買収やクレーム処理など地元対策を行っている実例については、朝日新聞特別報道部「二〇一四、六七―一五九頁」、を参照のこと。

- (52) NHKが原発立地四四自治体に行ったアンケートによると、これまで原発や関連施設がある自治体には、電源三法交付金、寄付金、核燃料税などにより、明らかになっただけで総額三兆一・二七億六〇九万九千円（そのうち寄付金は一六四・億一九六七万円）が支払われ、当該自治体の歳入に占める割合は平均三五％に上る。最高額は新潟県柏崎市の三〇〇・〇億円である。『NHKスペシャル 3・11 あの日から1年「調査報告 原発マネー」』3兆円は地域をどう変えたのか（二〇一二年三月八日放送）。
- (53) 首相を長とする電源開発調整審議会において、原発計画着手が承認され、電源開発基本計画に組み入れられるには、地元情勢を踏まえた地元都道府県知事の意向について考慮がなされるとされている。一般財団法人高度情報科学技術研究機構ウェブサイト「電源開発調整審議会の役割と廃止後の措置 (01-09-05-09)」(http://www.rist.or.jp/atomica/data/dat_detail.php?file_No=01-09-05-09) (二〇一四年一月一六日最終確認)。なお電源開発調整審議会は、省庁再編により廃止され、その機能は、新たに設置された経産省総合資源エネルギー調査会の電源開発分科会に引き継がれた。
- (54) この時、電力会社は組織を挙げて核燃料サイクル施設建設推進の現職知事を支援した。『NHKスペシャル 3・11 あの日から1年「調査報告 原発マネー」』3兆円は地域をどう変えたのか（二〇一二年三月八日放送）。さらに自民党も、小沢一郎幹事長が閣僚を相次いで応援に入れ、さらに市町村長や各業界の代表をホテルに呼んで締め付けを徹底している。選挙の結果は現職の当選であった。当時の自民党関係者は「電力業界と政治は一体だった」と指摘している。小沢と平岩外四との親交は深く、二人は日米交流促進を目指して一九九〇年に発足した「ジョン万次郎の会」（現・公益財団法人ジョン万次郎ホイットフィールド記念国際草の根交流センター）の代表発起人に名を連ね、発足当初から小沢が会長を務めている。副会長は与謝野馨で、勝俣恒久東電元会長が顧問を務めている。共同通信連載企画「日本を創る 原発と国家」第4部『電力』の覇権 Vol. 06「政治家を操る」(http://www.47news.jp/47topics/tsukuru/article/post_39.html) (二〇一四年一月二日最終確認)、一ノ宮美成+グループ・K 21「二〇一、八四〇八五頁」。
- (55) 以上、本田「二〇〇五、二四二六頁」、吉岡「二〇一、二六四二六八頁」。
- (56) 朝日新聞特別報道部「二〇一四、一四五一一四六頁」。
- (57) 吉岡「二〇一、三二六三二七頁」。
- (58) 朝日新聞特別報道部「二〇一四、一四四一一四五頁」、『朝日新聞』二〇一三年一〇月九日付朝刊。結局、実現されたの

はJヴィレッジのみであった。

- (59) NHK ETV特集取材班「二〇一三、三〇一頁」。
- (60) NHK ETV特集取材班「二〇一三、三四一～三四四、三四九～三六六頁」、吉岡「二〇一、二四一頁」。
- (61) 一九九三年に建設が開始された六ヶ所村再処理工場は、トラブル続きで現在も本格稼働に至っていない。
- (62) 吉岡「二〇一、三二三～三二〇頁」、本田「二〇〇五、二五八～二六二頁」。
- (63) 吉岡「二〇一、三二七～三三〇頁」、『週刊文春 東京電力の大罪』臨時増刊二〇一一年七月二七日号、八九頁。さらに佐藤によると、二〇〇二年に福島県が「核燃料税引き上げに関する条例の改正案」を公表したところ、東電の常務から副知事に電話がかかり、「あらゆる手段をもってしても潰します」と脅されたという。『週刊文春 東京電力の大罪』臨時増刊二〇一一年七月二七日号、八九頁。
- (64) 吉岡「二〇一、三三三頁」。
- (65) 吉岡「二〇一、三三三頁」、『朝日新聞』二〇〇六年九月二六日付朝刊、同九月二七日付朝刊、同九月二八日付朝刊、同九月二四日付朝刊、同九月二八日付朝刊。
- (66) 小和田「二〇一二」。朝日新聞特別報道部「二〇一四、一〇八～一二二頁」、も参照。
- (67) 『朝日新聞』二〇一三年一〇月九日付朝刊。
- (68) 『朝日新聞』二〇〇六年九月七日付朝刊、同九月二七日付朝刊、二〇〇七年六月二一日付朝刊、同六月二二日付朝刊。
- (69) 『朝日新聞』二〇〇八年八月八日付夕刊。
- (70) 『朝日新聞』二〇〇九年一〇月一五日付朝刊、同二〇一〇年九月二八日付朝刊。
- (71) 『朝日新聞』二〇一二年一〇月一七日付朝刊。
- (72) 『朝日新聞』二〇〇七年一月二三日付朝刊、同二〇一三年一〇月九日付朝刊。
- (73) 『朝日新聞』二〇〇九年一月五日付朝刊、同二月三日付朝刊、同二〇一〇年三月二日付夕刊、同三月二二日付朝刊。
- (74) 『朝日新聞』二〇一〇年二月三日付朝刊。
- (75) 『朝日新聞』二〇一〇年二月二七日付朝刊、同八月六日付夕刊、同九月一八日付朝刊、同夕刊、同九月一九日付朝刊、同九月二七日付朝刊。

(76) 政治学者であれば、マシユー・A・クレンソンの非決定権力の研究で登場する、インディアナ州ゲーリー市でのU.S.S. チールをすぐに想起するであろう。Crenson [1972]。日本では、熊本県水俣市でのチッソが典型例である。

(77) なおTCIAについては、「その部課のコンピュータには、地域住民の戸別リストが詳細にデータ化され、購読紙、学歴、病歴、犯罪歴、支持政党、思想傾向……克明に記録されている」というジャーナリストの報告がある。また、広告会社の社員が、興信所を使って調べた住民情報を電力会社に提供し、その代わりに広告出稿を求めているという証言もある。さらに一九七二年には、北陸電力が富山県内の新聞・放送一四社の記者約八〇人の身上調査を行っていたことが発覚している。この後、北陸電力の幹部は他の電力会社幹部から、「調査のやり方が拙劣」と冷笑されたという。朝日新聞「原発とメディア」取材班「二〇一三、三〇四～三〇七頁」。

(78) 恩田「二〇一一、一五八～一六〇頁」。なお東北電力が新潟県巻町で原発建設を計画し、賛成派と反対派が対立していた時には、反対派の自宅に毎日五〇通もの嫌がらせの手紙が届いたり、車のタイヤがパンクさせられたりするなど、迷惑行為が続いたという。『週刊東洋経済』二〇一一年六月二一日号、七三頁。

(79) 電力九社の普及開発関係費は、一九七〇年度から二〇一一年度までの四二年間で二兆四〇〇〇億円に上る。東電の普及開発関係費は、一九六五年度には七億六〇〇〇万円であったが、二〇一〇年度には二六九億円に増えている。またこれ以外にも、メディア以外のPRやイベントに使われる「販売促進費」が、年間数百億円はあったという。海渡編「二〇一四、二八、三二頁」。

(80) 以上、原発反対運動への嫌がらせについては、海渡編「二〇一四」。

(81) 寺澤「二〇一一」。